

松江圏都市計画地区計画の決定（東出雲町決定）

都市計画地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	東出雲工業団地地区	
位 置	東出雲町大字錦浜の一部	
面 積	約20.3ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当該地区は、東出雲町の北東部の中海干拓揖屋工区地内に位置し、山陰道の東出雲ICから1kmの地点にあり、東出雲町土地開発公社の団地開発により、工業団地として整備されたものである。</p> <p>工業団地としての良好な環境の創設と保全を図るために、用途の混在による工業環境の悪化を防止し適切かつ合理的な土地利用を誘導すると共に、周辺地域にも十分に配慮し、計画的な市街地形成を図ることを目標に本計画を定める。</p>
	土地利用の方針	<p>当該地区の整備目的を厳守するために、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、住宅との混在を排除すると共に、適切かつ合理的な土地利用を図り、優れた地区環境の形成と保持に努める。</p>
	地区施設の整備方針	<p>道路については、地区外道路との円滑なアクセスを目的に山陰道東出雲IC及び一般国道9号へのアクセス道である町道出雲郷東灘線及び町道新町須田線を中心に地区内には幅員12mの町道工業団地1号幹線・2号幹線、幅員10mの町道工業団地1号支線・3号支線・4号支線、8mの町道工業団地2号支線、幅員6mの町道工業団地5号支線が整備済みであり、これらの維持保全に努める。</p> <p>また、新たに築造される隣接する揖屋干拓工業団地地区を結ぶ幅員12mの町道工業団地3号幹線と、幅員9.5mの町道工業団地6号支線を整備し、両工業団地の連携を図る。</p> <p>公園緑地については、広大な干拓地に立地する工業団地として、その立地特性を活かした緑地の保全とそれぞれの敷地の道路に面する部分に緑地帯を設けると共に、隣接する西部承水路沿いに憩いの場としての展望広場を設け、商業地と住宅地を一体的に整備され急速に発展し続けている錦新町とも共生できるよう配慮する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な生産環境を創設し保持するために、建築物等に関する制限などを定め規制誘導を行なう。</p>

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	地区施設の配置・規模	道路	名 称	幅 員	延 長
			①町道工業団地1号幹線	12m	約317m
			②町道工業団地2号幹線	12m	約327m
			③町道工業団地3号幹線	12m	約146m
			④町道工業団地1号支線	10m	約329m
			⑤町道工業団地2号支線	8m	約91m
			⑥町道工業団地3号支線	10m	約187m
			⑦町道工業団地4号支線	10m	約258m
			⑧町道工業団地5号支線	6m	約60m
			⑨町道工業団地6号支線	9.5m	約165m
			⑩町道出雲郷東灘線	12m	約19m
			⑪町道出雲郷東灘51号線	4m	約32m
	公園緑地		種 別	幅 員	面 積
			公 園		約0.28ha
		緑地帯	1号緑地帯	1.5m	約576m
			2号緑地帯	1.5m	約368m
			3号緑地帯	1.5m	約760m
			4号緑地帯	1.5m	約372m
			5号緑地帯	1.5m	約186m
			6号緑地帯	1.5m	約231m
			7号緑地帯	1.5m	約532m
			8号緑地帯	1.5m	約343m
			9号緑地帯	1.5m	約243m
		保全緑地	1号保全緑地		約0.11ha
2号保全緑地			約0.26ha		
3号保全緑地			約0.49ha		
緩衝帯	1号緩衝帯	15m	約150m		
	2号緩衝帯	15m	約260m		
	3号緩衝帯	15m	約95m		
	4号緩衝帯	15m	約140m		

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 ①建築基準法別表第二（い）項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの ②建築基準法別表第二（に）項第5号及び第6号に掲げるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡以上とする。
	建築物の敷地出入口の設置制限	①出入口の幅は10m以下(歩車道境界ブロックの切下げ幅12m以下)とする。 ②出入口の設置間隔は10m以上とする ③出入口の設置数は間口30m未満で1か所、30m以上50m未満で2か所、50m以上の大規模宅地は、宅地内通路を整備することにより、道路への出入口を極力少なくすること ④出入口付近の視覚的な安全確保のために必要な道路反射鏡や照明灯などの設置を検討し、それぞれの実情にあった対策を講ずること
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又は、これに代わる柱の面までの距離は1.5m以上とすると共に、中木ヤマモモ、低木ヒラドツツジを適切に配置し、景観の保全に努める。
	緩衝帯設置の緩和処置	周辺地域へ悪影響を及ぼさないために緩衝帯を配置する。 ただし、騒音規制法施行令別表第一及び振動規制法施行令別表第一に掲げる特定施設を設置しない場合はこの限りではない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物、設備類及び広告物の形・模様・色又はその構成などの意匠については、優れた景観形成に寄与すると共に、周辺環境に配慮したものとすること
	備考	町長がやむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の一部の適用を除外することができる。

「区域は計画図表示のとおり」

理由：周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成と保全を図るために本案を決定する。